

## パーソナルコンピュータ賃貸借仕様書

### 1 目的

データ等処理事務に利用する、インターネット等と接続しないパーソナルコンピュータの導入及び保守を行う。

### 2 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（地方自治法の規定に基づく長期継続契約とする。）

### 3 納入場所

和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 人事委員会事務局

### 4 設置場所

和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 人事委員会事務局

### 5 機器構成仕様

別紙1のとおり

### 6 納入、設置及び撤去

- ① 機器については、納入期日（令和8年4月1日午前8時30分）までに納入場所へ納入し、かつ稼働しうる状態にセットアップ及び動作検証を完了すること。
- ② 機器の設置及び配線、接続作業（電源・ネットワーク配線、接続作業を含む。）を行うこと。
- ③ ソフトウェア及び別途指示するソフトウェアのインストール作業を行い、正常に稼働することを確認すること。
- ④ 既設周辺機器のドライバーのインストール作業を行い、既設周辺機器の使用を可能な状態にすること。
- ⑤ 機器の納入の際に、本市職員へ操作方法等の説明を行うこと。
- ⑥ 設置場所を変更した場合においても、本市の故意または重大な過失によらない動作不良等については、修復及び動作検証等をすること。
- ⑦ 賃貸借期間の終了時には、設置した機器等を撤去し適法に処分すること。なお、処分するものに個人情報が含まれていた場合は、確実に廃棄を行い、その旨を文書にて報告すること。

### 7 留意点

仕様書に記載の条件等を満たすため、必要な費用は全て賃貸借料に含んでおくこと。

### 8 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

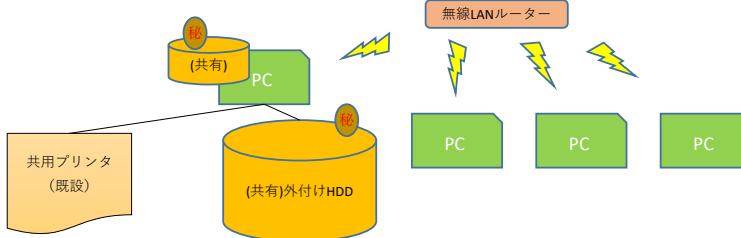
パソコン本体	内容	数量
機種	現行のカタログに掲載されているビジネスモデルであること。納入端末全台が同一機種であること。	4
パソコン筐体	3辺サイズ（折りたたみ時）の合計が60cm以上69cm以内のノート型であること。 ケース及びバッテリーを装着した本体が2.0kg以下であること。	
キーボード	Bluetooth接続でないJIS配列標準又はJIS配列に準拠したテンキー付き日本語キーボードであること。	
CPU	インテル社製 core i5相当以上の性能を有すること。	
メインメモリ	今回導入する端末で正常に動作するメモリを8GB以上搭載すること。 また、8GB搭載時に空きスロット数を1つ確保すること。	
モニタ	内蔵 TFTカラーLED液晶14~16型。解像度1920×1080以上。	
ストレージ	512GB以上（リカバリ領域がある場合はリカバリ領域を含み512GB以上）の内蔵ハードディスクを搭載すること。	
音声接続端子	ヘッドフォン端子を有すること。	
USB	USB2.0（もしくは3.0）準拠のポートを3つ以上搭載すること。USB3.0準拠のポートを1つ以上搭載すること。	
LAN機能	1000BASE-T/100BASE-TXに対応するRJ45インターフェイスを搭載すること。	
無線LAN機能	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac以上を搭載すること。	
電源	ACアダプタ添付及び内蔵バッテリーを搭載していること。	
環境配慮事項	省エネ法に基づくエネルギー消費効率（2022年度基準）がAAランク以上であること。	

ソフトウェア	製品名	数量
OS	Microsoft Windows 11 Pro相当（上記ハードウェアにプレインストールされていること）	4
ワープロ、表計算等	Office2024単体製品のうち、Word、Excel、PowerPoint（納入時点でアクティベーションされていること。） Microsoft Edge 最新版、Windows Media Player 最新版、Adobe reader 最新版。それぞれ最新パッチをあてること。 納入時点で、最新のアップデートが適用されていること。また、日本語版であること。 インストール及び設定（アクティベーションを含む）のうえ納入すること。 ※インターネット接続を行わないため、バージョンは納品時の状態のまとなる。	

付属品等	内容	数量
ACアダプタ	上記ハードウェアに付属するACアダプタを添付すること。	4
マウス	USB接続の光学マウス。スクロール機能を有し、納入するパソコンに接続して正常に動作すること。	4
無線LANルーター	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac以上を搭載すること。 解読が困難な暗号化及び認証技術（WAP3-PSK相当以上。）を使用すること。 常時4台のパソコンと同時接続を行い、有線LANと同等の安定性及び通信速度を得られる機器を選定すること。 (無線LANルーターの設置場所はパソコンから半径2m程度を想定している。)	1

その他	内容	数量
ドライバ及び 機種標準ユーティリティ	上記ハードウェアを正常に動作させるのに必要なドライバ及び機種標準ユーティリティを全て記録したメディア（CD-R等）を添付すること。 今回導入する端末の内蔵ドライブで読み込めることがあること。	1
Windows 11 Proへのリカバリ	上記ハードウェアを正常にリカバリできる専用リカバリメディア（Windows 11 Pro版）を添付すること。 今回導入する端末の内蔵ドライブで読み込めることがあること。	1

保守	<p>メーカーによるバーツ及び作業費用に係る無償保証が1年以上付与されること。</p> <p>メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、保証期間中に故障等が発生した場合には、オンライン方式又はメーカーによる引取方式のいずれかの方式とし、速やかに対応可能であること。（送り戻し方式は認めない。）</p> <p>保守作業の依頼窓口について、連絡先を事前に明示すること。</p> <p>保守サポート期間が納品後5年以上あること。</p>
----	--

接続・設定	 <p>PC（パソコン）は、機密情報を保管し、持ち出しあり得ない。</p> <p>PCは無線LANルーターで接続する。（リース物件に含めること。）</p> <p>4台中1台のPCの内蔵HDD内のデータを、全てのPCで共有できるよう設定を行うこと。</p> <p>4台中1台のPCにUSB接続した外付けHDD（既設 バックアップ用）内のデータを、全てのPCで共有できるよう設定を行うこと。</p> <p>4台中1台のPCにUSB接続したレーザープリンタ（既設 RICOH P6510）を、全てのPCから使用できるよう設定を行うこと。</p> <p>なお、上記の既設レーザープリンタは情報系ネットワークのLANに接続しており、今回の無線LANによる接続は想定していない。</p>
-------	---



## 賃貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、パソコンコンピュータ（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、乙所有の物件を乙から賃借し、乙はこれを賃貸するものとする。

2 乙は、甲に物件の適切な操作方法を指導するものとする。

3 乙は、物件が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行うものとする。

### （対象物件及びその設置場所）

第2条 対象物件及びその設置場所は、次のとおりとする。

（1）対象物件 別紙明細表のとおり

（2）設置場所 和歌山市人事委員会事務局

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### （賃貸借料）

第4条 賃貸借料は年額 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とする。

### （賃貸借料の請求）

第5条 賃貸借料は3か月ごとに支払うものとし、乙は3か月分 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）を、各期満了後に甲に対して請求するものとする。

### （賃貸借料の支払）

第6条 甲は、乙から前条の請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

### （善管注意義務）

第7条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 乙は、物件に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意または重大な過失により物件を損傷したときに限り、甲に損害の賠償を請求することができる。

### （通知義務）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 第2条第2号の設置場所を変更するとき。

(2) 物件の一部を取替え若しくは改造又は物件にほかの機械器具を取り付けるとき。

(物件の保守)

第9条 乙は、物件が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うものとする。なお、保守業務の内容については別紙仕様書のとおりとする。

2 前項の保守に関する費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 第1項の保守を行わせるため、甲は乙が派遣する技術員等（以下「技術員」という。）を第2条第2号の設置場所に立ち入らせるものとする。この場合、技術員は、甲に対し技術員であることを証明する書類等を提示しなければならない。

(料金の改定)

第10条 乙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙協議して、賃貸借料を改定することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中賃貸借を継続して履行せず又は履行でできる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、賃貸借業務に着手すべき時期を過ぎてもこれに着手しないとき。

(3) 第18条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和9年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 甲及び乙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人

にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)  
イ 暴力団関係者 (暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等 (法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第 13 条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令 (以下「排除措置命令」という。) を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令 (以下「納付命令」という。) が確定したとき (確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- （物件の返還）
- 第14条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前2条の規定により契約の解除があつたときは、物件を速やかに乙に返還しなければならない。ただし、甲乙協議により別の定めがある場合はこの限りではない。
- 2 前項の物件の返還に要する費用は乙の負担とし、賃貸借料に含むものとする。
- 3 乙は物件の返還を受けた際は、物件に保存されている情報について、乙の負担と責任において、電磁的記録媒体を米国国立標準技術研究所（NIST）のSP800-88Rev.1に定義されている Purge（除去）に相当するデータ消去を行わなければならない。電磁的記録媒体の故障等によりデータ消去ができない場合には磁気破壊又は物理的破壊により確實に廃棄処分を行うことで代替しなければならない。いずれの場合も、その結果を書面にて証明しなければならない。
- （機密の保持）
- 第15条 乙及び技術員は、この契約の履行に際し知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効とする。

(保険)

第16条 乙は、契約の履行に際し必要な保険を乙の費用で付保する。

(権利の譲渡禁止)

第17条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第18条 乙は、保守業務の履行に当たっては、別記1の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表ができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第19条 乙は、保守業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記1の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に際し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記 1

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関する必要な教育を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報を記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあ

らかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出さなければならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しどりのときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めるここと及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。